小田原短期大学学則

昭和32年4月1日 制定(中略)

平成29年4月1日 改定平成30年4月1日 改定

第1章総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本学は、小田原短期大学と称し、校舎を神奈川県小田原市城山4丁目5番1号 に置く。

(目的)

- 第 2 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神のもと、教養教育の基礎の上に食物栄養と保育に関する現代社会人として必要な専門知識と幅広い教養を身につけた人材を育成する。
- 2 食物栄養学科は、人々のライフサイクルに対応した健康づくりに貢献する栄養士及び 栄養教諭の養成を主たる目的とする。保育学科は、子どもの人権を守り、暮らしの場面 で子どもと向き合う人間性と専門性を備えた子どもの自立を支援する保育士及び幼稚園 教諭の養成を主たる目的とする。

(自己点検・評価)

- 第3条本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行いその結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大 臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第 4 条 本学は、授業内容及び方法の改善をはかるため学長の下に委員会を設け、研修 及び研究を実施する。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科、学生定員及び学級数)

第 5 条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学科入学定員収容定員食物栄養学科80人160人保育学科140人280人合計220人440人

- 2 栄養士法令等により、学級数の定めが必要とされる食物栄養学科にあっては、これを 2とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。
- 3 保育学科にあっては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを3とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。
- 4 本学保育学科に通信教育課程を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学科課程入学定員収容定員保育学科通信教育課程2200人4400人合計2200人4400人

5 本学保育学科通信教育課程に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学 科 課 程 入学定員 収容定員

保 育 学 科 通信教育課程

専 攻 科 500人 500人

(修業年限及び在学年限)

- 第 6 条 本学の修業年限は、2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(保育学科通信教育課程の規程)

第 7 条 保育学科通信教育課程に係る規程は、別に定める。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

- 第 9 条 学年を次の2学期に分ける。
 - 前期 4月 1日から9月15日まで
 - 後期 9月16日から翌年3月31日まで
- 2 1年間における授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

- 第 10条 休業日を次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 土曜日のうち指定する日
 - (4) 本学創立記念日(10月15日)
 - (5) 春期休業 (3月21日から3月31日まで)
 - (6) 夏期休業 (8月1日から9月15日まで)
 - (7) 冬期休業 (12月20日から1月9日まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、休業日に学外実習及び研修を実施する場合がある。
- 3 前項のほか、学長は必要に応じて休業日を定め、又は休業期間を変更することができる。

第4章教育課程

(教育課程及び授業科目等)

第 11 条 本学の教育課程及び授業科目並びにその単位数等は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法、単位の計算方法)

- 第 12 条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容 をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1)講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては30時間の授業をもって、1単位とすることができる。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習、又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じて、1単位とする。
- (4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して2単位を与えることが出来る。

(履修登録)

- 第13条 学生は、学年初め、あるいは後期初めの決められた期日までに、履修する授業 科目を登録しなければならない。
- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得する

ことはできない。

(単位の授与)

- 第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 その他試験に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第15条 試験等の評価は優(100点~80点)、良(79点~70点)、可(69点~60点)、 不可(60点未満)をもって表し、可以上を合格とする。

第 5 章 入学・退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

- 第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者とする。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
 - (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者 (12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了し、18 歳以上である者)
 - (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者(12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者)
 - (5) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること 等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定された外国人学校を修了した 18 歳以上の者(12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程を修了した者)
 - (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
 - (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
 - (9) 旧制学校等を修了した者
 - (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する 18 歳以上の者
 - (11) 国際的な評価団体 (WASC、CIS、ACSI) の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した 18 歳以上の者
 - (12) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者(なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。)
 - (13) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学の出願)

- 第18条 本学に入学を志願する者は本学指定の書類に検定科(30,000円)を添えて、提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

第19条 入学志願者に対しては別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

- 第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日内に保証書、 誓約書その他の本学指定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなけれ ばならない。
- 2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3. 学長は、正当な理由が無く前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可

を取り消すことができる。

(退学)

- 第21条 退学しようとする者は、退学願を出し、学長の許可を受けなければならない。 (休学)
- 第22条 病気または止むを得ない理由により3ヶ月以上修学することのできない者は、 学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学を希望する者は、保護者または保証人と連署の上届出なければならない。
- 3 医師が健康上修学に不適当と認めた者には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第23条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし特別の事由がある場合は、 引き続き更に1年まで延長することができる。
- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第24条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

- 第25条 次の各号の一に該当するものは教授会の議を経て学長が除籍する。
 - (1) 正当な理由なく長期間にわたり欠席する者。
 - (2) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者。
 - (3) 第22条第2項の休学の期間を超えてもなお修学できない者。
 - (4) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者。
 - (5) 医師が健康上修学に不適当と認めた者。
 - (6) 長期間にわたり行方不明の者。

(転学)

- 第26条 他大学へ転出を希望する者は、理由を明記し保証人連署の願い書を提出し、学 長の許可を受けなければならない。
- 2. 他大学等からの転入学は原則として認めない。

(再入学)

第27条 退学した日から1年以内に再入学を願い出た者には、審査のうえ教授会の議を 経て、学長が許可することがある。この場合、その帰属学年は退学者の退学当時の学年 とする。

第6章卒業等

(卒業要件、卒業)

- 第28条 食物栄養学科および保育学科に2年以上在学し、本学則に従って卒業に要する 単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業の認定をする。
- 2 前項により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を 授与する。

(卒業単位の修得)

第29条 食物栄養学科および保育学科の卒業に必要な修得単位は、別表第1に定めると ころにより次のとおりとする。

食物栄養学科		保育学科	
教養科目	8 単位以上	教養科目	
		(外国語・体育を除く)	10単位以上
専門科目	40単位以上	(外国語科目)	2単位以上
		(体育科目)	2 単位
		専門科目	48単位以上
計	62単位以上	計	62単位以上

(資格の取得)

第30条 本学において取得できる免許及び資格の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

食物栄養学科	栄養士免許
	栄養教諭二種免許
保育学科	保育士資格
	幼稚園教諭二種免許

- 2 食物栄養学科において栄養士免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、栄養 士法施行規則に規定する単位を別表第2基づき修得しなければならない。
- 3 食物栄養学科において栄養教諭二種免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、 教育職員免許法及び同法施行規則に規定する必要科目及び単位を別表第3に基づき修得 しなければならない。
- 4 保育学科において保育士資格を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、児童 福祉法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める授業科目および単位を別表 第4に基づき修得しなければならない。
- 5 保育学科において幼稚園教諭二種免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、 教育職員免許法及び同法施行規則に規定する必要科目及び単位を別表第5に基づき修得 しなければならない。

(既修得単位の認定及び既学修への単位の付与)

- 第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学に おいて履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履 修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、入学の前後を問わず学生が行った短期大学又は 高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学にお ける授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

第7章学 費 等

(入学金及び授業料等)

第32条 入学金及び授業料等の額は、別表第6に定めるとおりとする。

(その他諸納金)

第33条 実験、実習、演習及び見学等に必要な費用は別にこれを徴収する。

(学費等の納付及び諸取扱い)

第34条 入学金を除く前各条に定める学費等の納期、納付方法並びに休退学等の場合の 取扱いについては、別に定める「学費等納付規則」による。

(既納学費等の取扱い)

- 第35条 既納の入学検定料及び入学金は、原則としてこれを返還しない。
- 2 その他既納の学費等については、4月1日以降は原則としてこれを返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第36条 本学に学長、教授、准教授、助教並びに講師、及び助手、事務職員その他必要 な職員を置く。

第9章教授会

(教授会)

第37条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第38条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、准教授、講師、助教、その他の職員を出席させることができる。

(その他)

第39条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

- 第40条 本学の学生以外の者で一または複数の科目の履修を志願するものは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として許可し、単位を認定することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

- 第41条 本学の学生以外の者が、授業の聴講を志願した場合、本学の授業に支障がない 限り、これを許可することができる。
- 2 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て学長はこれを表彰する。

(罰則)

- 第43条 本学の学則又は諸規則に反し、次の各号の一に該当する行為を行った者は教授 会の議を経て学長はこれを懲戒する。
 - (1) 本学の秩序を乱した者
 - (2) 本学の名誉を毀損した者
 - (3) 学生の本分に反する行為をした者

(懲戒の種類)

- 第44条 学生の懲戒は退学、停学、訓告とする。
- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

付 則

- 1 本学則は昭和32年4月1日から施行する。 (中略)
- 2 本学則は平成30年4月1日から改定施行する。
- 3 本学則は平成30年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則 によるものとする。
- 4 本学則を改定するときは、予め教授会の議を経て、理事会の可決を得なければならない。

別表第1 (学則第11条関係) 教育課程及び授業科目等

12771	1 (子則第11宋) (名) (名)	月际性仪	UNIXAM	ㅁㄲ
学科	科 目 名	必 単位数	選 単位数	
	【教養科目】	T LL 3/	十四次	
•	文学		2	
	心理学		2	
•	社会学		2	
•	経済学		2	
	日本国憲法		2	
i	化学		2	
•	生物学		2	
•	生理学概論		2	
•	英 語 I	2		
	英 語 Ⅱ		2	
•	英会話		2	
	健康・スポーツ理論	1		
	健康・スポーツ実技	1		
	おだたん人間成長講座 I	1		
	おだたん人間成長講座Ⅱ	1		
食	文章構成法		2	
及	基礎学力演習		1	
•	海外文化事情		1	
物	【専門科目】			
1/3	(社会生活と健康)			
	公衆衛生学概論		2	
栄	社会福祉概論		2	
	(人体の構造と機能)			
	解剖学		2	
養	生理学		2	
	生化学		2	
	生化学実験		1	
学	疾病と健康		2	
	(食品と衛生)			
	食品学 I		2	
科	食品学Ⅱ		2	
	食品学実験		1	
	家庭でできる食品加工		1	
	食品衛生学		2	
	食品衛生学実験		1	
	(栄養と健康)			
	栄養学		2	
	ライフステージ栄養学		2	
	ライフステージ栄養学実習		1	
	臨床栄養学概論		2	
	臨床栄養学実習		1	
	栄養学入門		2	
	(栄養の指導)			
	栄養指導 I		2	
	栄養指導Ⅱ		2	
	栄養指導実習		1	
	公衆栄養学概論		2	

学科	科 目 名	必 修 単位数	選 択 単位数	
	(給食の運営)			
	給食計画演習		1	
	給食実務演習		1	
	給食管理実習		1	
	栄養士実践実習		1	
	校外実習		1	
	調理学		2	
	基礎調理実習 I		1	
食	基礎調理実習Ⅱ		1	
	応用調理実習		1	
	総合調理実習		1	
物	栄養士基礎実習		1	
	(家政に関する科目)			
栄	情報処理 I	1		
木	情報処理Ⅱ		1	
	職業と社会		1	
養	生活と経済		2	
及	女性と社会		2	
	食物栄養ゼミナール		2	
学	(栄養に係わる教育に関する科目)			
-	学校栄養教育論		2	
	【教職に関する科目】			
科	教師論		2	
	教育原理		1	
	教育心理学		1	
	教育相談		2	左記の教職に関する科目
	教育課程総論		2	は卒業単位には含まれな
	教職実践演習(栄養教諭)		2	()
	栄養教育実習		1	
	栄養教育実習総論		1	
	合計	7	91	

学科	科目名	必 修 単位数	選 択 単位数	授業形態	
	 文学	TIZM	2	講義	8単位以上選
	 心理学		2	講義	択必修
	社会学		2	講義	
			2	講義	
			2	講義	
			2	講義	
			2	講義	
	•				
	基礎学力演習I		1	演習	
	基礎学力演習Ⅱ		1	演習	
	おだたん人間成長講座I	1		演習	
	おだたん人間成長講座Ⅱ	1		演習	
	職業と社会 I (保育)		1	講義	
	職業と社会Ⅱ(保育)		1	講義	
	海外文化事情		1	演習	
	(外国語科目)				
	英語 I	2		演習	
	英語Ⅱ		2	演習	
	英会話		2	演習	
	(体育科目)				
	健康・スポーツ理論	1		講義	
	健康・スポーツ実技	1		実技	
	小計	6	25	7.101	
保	【専門科目】				
	音楽表現Ⅱ		1	演習	
育			2	講義	
			2	講義	
学			1	演習	
	子どもの食と栄養I				
科	子どもの食と栄養Ⅱ		1	演習	
	子どもの保健IA		2	講義	
	子どもの保健IB		2	講義	
	子どもの保健Ⅱ	_	1	演習	
	保育原理	2		講義	
	社会的養護		2	講義	
	社会福祉	2		講義	
	相談援助		1	演習	
	児童家庭福祉	2		講義	
	家庭支援論		2	講義	
	情報処理論		2	演習	
	ボランティア活動		1	演習	
	卒業研究(ゼミナール)		2	演習	
	(教科に関する科目)				
	音楽表現 I A		1	演習	
	音楽表現 I B		1	演習	
	造形表現 I		1	演習	
	造形表現Ⅱ		1	演習	
	身体表現 I		1	演習	
	身体表現Ⅱ		1	演習	
	言語表現		1	演習	
	 一	.日)	1	1円 日	
	保育者論	2		講義	
	小 月 12 mm	4		吽我	<u> </u>

学科	科目名	必 修 単位数	選 択 単位数	授業形態	
	(教育の基礎理論等に関する科	. , ., .,	1 122		
	(教育の理念並びに教育に関す		ド思想に関っ	ける科目)	
-	教育原理	1	72.72.7	講義	
-	(教育に関する社会的、制度的)	又は経営的	事項に関する		
-	教育制度論	1	, , , , , , ,	講義	
	(幼児、児童の心身の発達及び学習	の過程)		B13-322	
	保育の心理学 I	2		講義	
-	保育の心理学Ⅱ	1		演習	
-	(教育課程及び指導法に関する	_		IX H	
-	保育課程論	711 117	2	講義	
-	(保育内容の指導法)			IHT-4X	
•	保育内容総論 I		1	演習	
	保育内容総論 II		1	演習	
=	表現総合演習		1	演習	
			1	<u>演習</u> 演習	
-	健康指導法				
	言葉指導法		1	演習	
	表現指導法		1	演習	
-	人間関係指導法		1	演習	
-	(教育の方法及び技術)			74 22	
保	教育の方法と技術	*/** HH 3	2	演習	
沐	(生徒指導教育相談及び進路指	導に関す			
-	教育相談		1	講義	
育	(幼児理解の理論と方法)	ı			
Ħ	幼児理解の理論と方法		1	講義	
	(教職実践演習)				
学	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	演習	
	(指導法に関する科目)				
	乳児保育 I		1	演習	
科	乳児保育Ⅱ		1	演習	
	障害児保育 I		1	演習	
_	障害児保育Ⅱ		1	演習	
	社会的養護内容		1	演習	
	保育相談支援		1	演習	
	(実習に関する科目)				
	保育実習指導 I		2	演習	
	保育実習 I (保育所)		4	実習	
•	保育実習 I (施設)		4	実習	
ľ	保育実習Ⅱ		2	実習	
	保育実習Ⅲ		2	実習	
-	保育実習指導 II		1	演習	
ľ	保育実習指導Ⅲ		1	演習	
ŀ	教育実習指導		1	演習	
	教育実習		4	実習	
	(応用実践科目)		•	ハロ	
	ピアノ弾き歌い		1	演習	
•	サービスラーニング		1	演習	
-	表現実践		1	演習	
			1	<u> </u>	
	生活実践Ⅱ	4.0	1	演習	
	合 計	19	98		
	旧帝館竿の操能し海労	1		-11. 37	衣業単位に管守

別表第2 (学則第30条第2項関係) 栄養士免許取得のための授業科目

	単位	立数		単位	立 数
教育内容	講義又	実験又	科目名	講義又	実験又
	は演習	は実習		は演習	は実習
社会生活と健康	4		公衆衛生学概論	2	
			社会福祉概論	2	
			社会生活と健康の合計単位数	4	0
人体の構造と機能	8		解剖学	2	
			生理学	2	
			生化学	2	
			生化学実験		1
			疾病と健康	2	
		4	人体の構造と機能の合計単位数	8	1
食品と衛生	6		食品学 I	2	
			食品学Ⅱ	2	
			食品学実験		1
			家庭でできる食品加工		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			食品と衛生の合計単位数	6	3
栄養と健康	8		栄養学	2	
			ライフステージ栄養学	2	
			ライフステージ栄養学実習		1
			臨床栄養学概論	2	
			臨床栄養学実習		1
			栄養学入門	2	
			栄養と健康の合計単位数	8	2
栄養の指導	6		栄養指導 I	2	
			栄養指導Ⅱ	2	
			栄養指導実習		1
			公衆栄養学概論	2	
		10	栄養の指導の合計単位数	6	1
給食の運営	4		給食計画演習	1	
			給食実務演習	1	
			給食管理実習		1
			校外実習		1
			栄養士実践実習		1
			調理学	2	
			基礎調理実習 I		1
			基礎調理実習Ⅱ		1
			応用調理実習		1
			栄養士基礎実習		1
			給食の運営の合計単位数	4	7
小 計	36	14	小 計	36	14
合 計	50		合 計	50	

別表第3 (学則第30条第3項関係) 栄養教諭二種免許取得のための授業科目

科目 施行規則六十六条の六に定め	免	件法施行規則に定る 科目及び単位数	かる	;	左記に対応する 開設授業科目	単位	数
則		斗 目	単位数		授業科目	必修	選択
1 7	日本国憲法		2	日本国		2	~
六	·		2		スポーツ理論	1	
金 の	体育		2		スポーツ実技	1	
六	外国語コミ	ュニケーション	2	英語 I		2	
定	情報機器の	品 /左	2	情報处	l理 I	1	
める		栄TF	2	情報处	L理Ⅱ	1	
\$					合 計	8	
』栄	免記	午法施行規則に知	定める内容		左記に対応する 開設授業科目	単位 必修	.数 選択
関する科目	幼児、児童 事項 食生活に関	役割及び職務内容に及び生徒の栄養にする歴史的及び文化 までである。 ないでは、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	係わる課題に と的事項	関する	学校栄養教育論	2	
		A 36 VI. 16 Z 10 0 0			合計	2	
		免許法施行規則に 科目区分等		T	左記に対応する 開設授業科目	単位	数
	各	科目に含める必要	事項	単 位 数	授業科目	必修	選択
	教職の意 義等に 関する科 目	教職の意義及び教員 教員の職務内容(成身分保障等を含む。 連路選択に資する名 供等	肝修、服務及び)	2	教師論	2	
教職	教育の基 礎理論に 関する科	教育の理念並びに 歴史及び思想 教育に関する社会的 経営的事項	り、制度的又は	2	教育原理	1	
順に関する科目	目	幼児、児童及び生徒 及び学習の過程(児、児童及び生徒の び学習の過程を含む	障害のある幼)心身の発達及		教育心理学	1	
 	教育課程 及びに 関する科 目	教育課程の意義及で 道徳及び特別活動い 教育の方法及び技術 び教材の活用を含む	こ関する内容 析(情報機器及	2	教育課程総論	2	
	生徒指導、 教 及び 路 関 等に 料目 る科目	生徒指導の理論及で進路指導の理論及で教育相談(カウンする基礎的な知識を含及び方法	バ方法 アリングに関す	2	教育相談	2	
	教職実践 演習			2	教職実践演習(栄養 教諭)	2	
	教育実習			2	栄養教育実習	1	
	3 人日				栄養教育実習総論	1	
					合 計	12	

別表第4 (学則第30条第4項関係) 保育士資格取得のための授業科目

<u> </u>	告示に	よる教科目			学 則 開 設	科 目		
系 列	教科目	授業	単位	数	左に対応して開設	授業		立数
71. / 4	2,111	形態	, ,		されている教科目	形態	必修	選択
教	外				心理学	講義		2
	国 語	I			文学 経済学	講義講義		2
養	•	不問	6以上	_	日本国憲法	講義		2
科	体育以外	\[\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	01/1	-	生物学	講義		2
	以				基礎学力演習 I	演習		1
目	外				基礎学力演習Ⅱ	演習		1
		i			おだたん人間成長講座 I	演習	1	1
					おだたん人間成長講座Ⅱ	演習	1	
					英語 I	演習	2	
	外国語	海習 演習	2以上	_	英会話	演習		2
		講義	1		健康・スポーツ理論	講義	1	
	体 育	実技	1		健康・スポーツ実技	実技	1	
合計10単位以	7.上開設	7,2			足派 7 111 7 人民	合計	6	14
		2含む)取得			合計14単位以上(外国語			取得
		第1による教科目				2.11 	<u> 目</u>	77.19
	- 11.W.14X.5	14-17-0 D4X/LI H		単	左に対応して開設	授業		立数
系	列	教 科 目	授業	位	されている教科目	形態		
		~: II P	形態	数	= :		必修	選択
		保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	ļ				教育原理	講義	1	
		教育原理	講義	2	教育制度論	講義	1	
保育の本質・	・目的に	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉	講義	2	
引する科目		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	
	-	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1	
		社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2	
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	
		保育の心理学 I	講義	2	保育の心理学I	講義	2	
		保育の心理学Ⅱ	演習	1	保育の心理学Ⅱ	演習	1	
		て.じょの促体 I	港主	4	子どもの保健 I A	講義	2	
保育の対象	の理解	子どもの保健 I	講義	4	子どもの保健 I B	講義	2	
2関する科目	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養 I	演習	1	
		丁ともの良こ木食	供白	4	子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	
		家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2	
		保育課程論	講義	2	保育課程論	講義	2	
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論I	演習	1	
					人間関係指導法	演習	1	
		保育内容演習	演習	5	環境指導法	演習	1	
				ľ	健康指導法	演習	1	
R育の内容・	方法に				言葉指導法	演習	1	
関する科目	111111		<u> </u>	<u> </u>	表現指導法	演習	1	
4 / WILH		乳児保育	演習	2	乳児保育 I	演習	1	
		-2201111	\\ \text{\tin}\text{\tetx{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\texi{\texi{\texi{\texi}\text{\texi}\texitt{\texi}\tint{\texi}\text{\texi}\texit{\texi}\	<u> </u>	乳児保育Ⅱ	演習	1	
		障害児保育	演習	1	障害児保育 I	演習	1	
					障害児保育Ⅱ	演習	1	
		社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1	
		保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1	
					音楽表現IA	演習	1	
1***	+45	/n ** ** ** ***	<u>≽</u> म् चच	١,	音楽表現IB	演習	1	
具育の表現打	文何	保育表現技術	演習	4	10/0/1/2	演習	1	
					身体表現Ⅰ	演習	1	
		10 大力可以 ***	<u>५</u> -५ तत	-	言語表現	演習	1	
		保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導I	演習	2	
		但 太 中 羽 T	₩ 42	,	保育実習 I (保育所)	実習	4	
呆育実習		保育実習I	実習	4	保育実習 I (施設)	実習	4	
呆育実習	l		i	î			l	I
呆育実習					但本、姊聯中的原列 /// 4//			
呆育実習 総合演習		保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚 園)	演習	2	

13

別表第2によ	る教科目「選択必修	学 則 開 設 科 目					
系列	教科目	授業	単位数	左に対応して開設	授業	単位	拉数
未列	教件目	形態	甲世級	されている教科目	形態	必修	選択
保育の本質・目的に関	関する科目						
				教育相談	講義		1
保育の対象の理解に関	関する科目			幼児理解の理論と方法	講義		1
				ボランティア活動	演習		1
				表現総合演習	演習		1
保育の内容・方法に関	明十 ス 利 日			保育内容総論Ⅱ	演習	1	
休月の内谷・万伝には	対する作日			児 童 文 化	講義		2
				児 童 文 学	講義		2
				音楽表現Ⅱ	演習	1	
ル本の主用				身体表現Ⅱ	演習	1	
保育の表現技術				造形表現Ⅱ	演習	1	
				教育の方法と技術	演習		2
	保育実習Ⅱ	実習	$\lceil 2 \rceil$	保育実習Ⅱ	実習	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	
保育実習			}	いずれか一方を必修す	-る		
	保育実習Ⅲ	実習	$\begin{bmatrix} 2 \\ 1 \end{bmatrix}$	保育実習Ⅲ	実習	2	
	保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅲ	演習	1			
18単位以上開設		合計	7	13			
9単位以上(うち保育	実習Ⅱまたは保育	9単位以上取得(必修	7 単位	合			
以上)取得				のほか選択2単位以上	取得)	計	20

別表第6 (学則第32条関係) 入学金及び授業料等 (年額)

	費		目		食物栄養学科	保育学科
入		学		金	340,000円	340,000円
授		業		料	750,000円	770,000円
施	設	設	備	費	240,000円	240,000円
学	生		諸	費	30,000円	30,000円

別表第5 (学則第30条第5項関係) 幼稚園教諭二種免許取得のための授業科目

定がる規		免許法施行規則に定め 科目及び単位数	る			記に対応する 開設授業科目	単位	立数
科則		科目	単位数			授業科目	必修	選択
目子	日本国憲法	去	2	日ス	日本国憲法			
十六	体 育		2			ポーツ理論	1	
六条					-	ポーツ実技	1	
の		ミュニケーション	2	英記			2	
六 に	情報機器の	の操作	2	情報	級処理:		2	
- , -					,	合計8単位	8	1.387
		免許法施行規則に定める	科目			記に対応する	単位	
教				⇒⇒		開設授業科目	<u>必修</u>	選択
教科						TΛ	1	
に					楽表現 楽表現		1	
関する科目	国語、算	数、生活、音楽、図画	工作及び、体		形表現 形表現		1	
3	育の教科	に関する科目等	1, 2, 2, 1, 1,				1	
科					形表現		1	
				本表現		1		
	4 224 /-			身位	本表現		1	_
	4 単位	A SEMI IEZ-THEID	~ ~\			合計7単位以上	7	0
		免許法施行規則に定め	<u>る科目区分等</u>	Г	W/ /II.	左記に対応する	単位	L数
		各科目に含める必要事	項		単位 数	開設授業科目	必修	選択
		松酔の辛苦豆が粉号の祖内	·I		奴			
	教職の意	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を				保育者論		
	義等に関	会む。)	伤人 U. タカ 木陸寺	- A	2		2	
	する科目	進路選択に資する各種の機	会の提供等					
	14. 1. 11.	教育の理念並びに教育に関	する歴史及び思想	Į.		教育原理	1	
	教育の基	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過				教育制度論	1	
	礎理論に 関する科				4	保育の心理学 I	2	
	月月	程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発						
	Н	達及び学習の過程を含む。)				保育の心理学Ⅱ	1	
		教育課程の意義及び編成の)方法			保育課程論	2	
						保育内容総論I	1	
教 職						保育内容総論Ⅱ	1	
版に	教育課程	保育内容の指導法				環境指導法	1	
関	及び指導				12	健康指導法	1	
する	法に関す				14	言葉指導法 表現指導法	1 1	
る科目	る科目					人間関係指導法	1	
目						表現総合演習	1	
			機器及び教材の活	·用				
		を含む。)	XIII X 4X 1 1 1	1713		教育の方法と技術	2	
	生徒指	教育相談 (カウンセリング	に関する基礎的な	知		おなわま	1	
	導、教育	識を含む。)の理論及び方法	法			教育相談	1	
	相談及び				2			
	進路指導	幼児理解の理論と方法			-	幼児理解の理論と方法	1	
	等に関す					-517 G-11/1 -> -1 Fill C 23 IN	-	
	る科目					// // // // // // // // // // // // //		
	教職実践活	寅習			2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	
						教育実習	4	
	教育実習				5	教育実習指導	1	
						合計28単位		
	27単位				以上	28	0	
	l .					公工		